

○東京藝術大学予算規則

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正 平成16年9月16日 平成17年4月1日
平成22年5月21日 平成24年3月27日
平成25年10月24日 平成28年3月24日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学会計通則（以下「会計通則」という。）の定めるところにより、本学における予算の編成、執行等に係る手続について定め、予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(予算の定義)

第2条 この規則が規定する予算は、事業年度における教育研究その他業務運営に関する計画を明確に計数化したものであり、年度計画に記載される予算（以下「年度計画予算」という。）である。

(予算単位及び予算責任者)

第3条 会計通則第8条第3項に定める予算単位及び予算責任者は、別表のとおりとする。

2 会計通則第8条第4項に規定する事故等とは、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 欠員となったとき。
- (2) 休暇、欠勤等により長期にわたりその職務を執ることができないとき。
- (3) 業務のため、長期にわたり出張するとき。

第2章 予算編成

(予算編成方針)

第4条 学長は、会計通則第10条第1項に規定する予算編成方針（以下「予算編成方針」という。）の策定にあたっては、あらかじめ経営協議会の意見を聴取するものとする。

2 学長は、予算編成方針を策定後、すみやかに予算責任者に通知しなければならない。

(予算単位の予算計画書)

第5条 予算責任者は、予算編成方針に基づき会計通則第10条第2項に規定する予算単位の予算案を作成し、予算単位における事業の計画とともに予算計画書としてとりまとめ、学長に提出しなければならない。

(年度計画予算の決定)

第6条 学長は、会計通則第10条第2項に規定する本学の予算案を作成し、経営協議会の審議の後、役員会の議を経て、事業年度開始前までに年度計画予算として決定しなければならない。

第3章 予算の配分

(年度計画予算の配分)

第7条 学長は、年度計画予算が決定後すみやかに各予算単位へ配分し、その旨を事業年度開始前までに予算責任者に通知しなければならない。ただし、やむを得ない事由による場合には、この限りでない。

2 学長は、追加の予算措置に備えるため、予算の一部を留保することができる。

(予算単位内の予算配分)

第8条 予算責任者が、前条第1項による予算を予算単位内において配分するときは、配分先に予算額をすみやかに通知しなければならない。

(追加配分)

第9条 予算責任者は、追加の予算措置が必要と認めるときには、学長に申請し、追加配分を求めることができる。

2 学長は、前項の申請に基づき追加配分を決定したときには、予算責任者に対してすみやかに通知しなければならない。

第4章 予算の執行

(予算の流用)

第10条 予算責任者は、予算単位に配分された予算の総額の範囲内において、別に定める予算項目（以下「予算項目」という。）を超えて執行する必要があるときは、学長に他の予算項目からの流用を申請しなければならない。

2 学長は、前項に規定する流用申請に対して審査を行い、流用が認められる場合には、その旨を当該予算責任者に通知し、これに基づき予算配分額の振替を行わなければならない。

第5章 予算の補正

(予算の補正手続)

第11条 学長は、会計通則第13条に規定する予算の補正にあたっては、経営協議会の審議の後、役員会の議を経なければならない。

第6章 予算の繰越

(予算の繰越)

第12条 会計通則第14条に規定する予算を繰り越すことができる場合とは次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 運営費交付金を財源とし、事前に学長より成果の進捗が客観的に把握できるものとして指定を受けた業務で、事業年度終了時において業務が終了していない場合

(2) 契約を締結済みの調達において、本学の責によらない理由で事業年度終了時に検収が行われていない場合

(3) その他、他の法令等により認められる場合

2 前項第1号の成果の進捗が客観的に把握できる業務の指定方法等については別に定める。

第7章 決算報告書

(決算報告書)

第13条 会計通則第15条に規定する決算報告書は別に定める様式によるものとする。

第8章 雑則

(雑則)

第14条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年9月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年3月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表

予 算 単 位	予 算 責 任 者
美 術 学 部	美 術 学 部 長
音 楽 学 部	音 楽 学 部 長
大学院映像研究科	大学院映像研究科長
大学院国際芸術創造研究科	大学院国際芸術創造研究科長
附 属 図 書 館	附 属 図 書 館 長
大 学 美 術 館	大 学 美 術 館 長
社会連携センター	社会連携センター長
言 語 ・ 音 声 トレーニングセンター	言 語 ・ 音 声 トレーニングセンター長
演奏芸術センター	演奏芸術センター長
保健管理センター	保健管理センター長
芸術情報センター	芸術情報センター長
事 務 局	事 務 局 長